

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	小規模多機能型居宅介護事業所 管理者要件の緩和	都道府県	岩手県
提案主体名	第一商事株式会社	提案事項管理番号	1001010

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第63条第6項、第64条第1項
制度の現状	<p>小規模多機能型居宅介護事業所に専従・常勤の管理者を置かなければならないこととしている。ただし、管理上支障が無い場合は、併設する認知症対応型共同生活介護事業所等の職務に従事することも可能としているが、認知症対応型通所介護事業所の職務に従事することは認めていない。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行において小規模多機能型居宅介護事業所管理者の兼務が認められているのは「指定認知症対応型共同生活介護」「指定地域密着型特定施設」「指定地域密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」の4事業所であるが、これに、同じ地域密着型サービスである「認知症対応型通所介護事業所」を加える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>左記の規制緩和により、ご利用者様の細やかなニーズに対応が出来ること、地域包括ケアが推進されること、両事業所における管理経費の削減により効率的な経営が可能になることが上げられる。</p> <p>提案理由： 地域包括ケアの実現には、規模に関わらず各種介護サービスの連携が必要であるが、小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型通所介護事業所を合築する場合、それぞれの事業所で召集される運営委員会の開催が重複することを避け、一体的に運営されることが効果的である。また、同じ地域密着型サービス事業所であり、認知症に対応したサービス事業所であることと、管理者要件(所定の研修を修了していること等)が同等であることにより、一体的な運営を図ることができる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>現行制度の現状は、小規模多機能型居宅介護の利用者が、居住の機能を持つ認知症対応型共同生活介護等のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち居住系サービスや施設系サービスに限って管理者の兼務を認めているものであり、通所系サービスにまで拡大することは適当でない。</p> <p>なお、提案理由にある運営委員会の実施については、市町村の判断に委ねられているとこ</p>				

ろであり、特段の制限はなく、複数の事業所が一体的な運営を図ることは現状でも可能である。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

「なじみの関係を」としながら、小規模多機能と居住系施設系サービスの連続性を保つことだけに限り、通所系から小規模多機能への連続性は無視されているのではないか。そもそもなぜ「居住系・施設系サービスに限り」なのか、またなぜ「通所系に拡大することは適当でない」のか、回答における説明が不十分である。「居住系」「通所系」という括り方ではなく「認知症ケア系」という括り方は出来ないものか。回答を何度読み返しても「現行制度がそうなっているから」としか読み取れないので、構造改革特区の主旨に沿って再考をお願いしたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

Ⅲ

現行制度は、小規模多機能型居宅介護の利用者が、居住の機能を持つ認知症対応型共同生活介護等のサービスに移行してからも、なじみの関係を保てるよう、地域密着型サービスのうち居住系サービスや施設系サービスに限って管理者の兼務を認めているものである。

通所系サービスについては「泊まり」の機能がないなど居住系サービスや施設系サービスと機能が異なるため、管理者が業務に関して必要とされるノウハウ等が異なる。このことから通所系サービスまで拡大することは適当でない。

なお、提案理由にある運営委員会の実施については、市町村の判断に委ねられているところであり、特段の制限はなく、複数の事業所が一体的な運営を図ることは現状でも可能である。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	要介護認定の有効期間の延長	都道府県	山口県
		提案事項管理番号	1004010
提案主体名	宇部市		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	介護保険法(平成9年法律第123号)第28条第1項・第10項、第33条第1項・第6項 介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)第38条第1項・第2項、第41条第2項、第52条第1項・第2項、第55条第2項
制度の現状	要介護・要支援認定の有効期間は、更新認定で3ヶ月から24ヶ月となっている。

求める措置の具体的内容	要介護(要支援)認定に関し、現行、最大12ヶ月又は24ヶ月となっている更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、これを最大48ヶ月に延長する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>要介護認定事務の適正化を図る観点から、更新申請に係る設定可能な認定有効期間について、現行の3~12ヶ月(前回要介護→今回要介護については3~24ヶ月)から3~48ヶ月に延長する。</p> <p>申請件数が増加する中、人口オーナスを背景に、要介護認定者は、一気に加速していくことが予想され、要介護認定事務は、客観的にサービス供給量を決定し、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みである一方、人的及び財政的な制約下にある自治体にとって、利用者が必要とするサービス提供されるよう、継続的かつ安定的に要介護認定事務を実施していく観点から、制度の改善を図ることが急務となっている。</p> <p>被保険者別の介護度の変化、年齢層別の平均介護度のデータでは、介護サービスの提供による心身機能・ADL・生活機能の維持とともに、85歳以上の層で介護度は加齢とともに上昇する傾向にあるが、その上昇の度合いは極めて緩やかなものとなっている。また、同一介護度の継続期間としては、24ヶ月が多いものの、48ヶ月もかなり高い数値を示している。</p> <p>現行においても、急性期にある人はもちろんのこと、状態像に変化が予測されるケースに対し、審査会が長期にわたる有効期間を付与することはなく、当面、介護度が大きく変わることがないと判断されるケースについては、最大48ヶ月の範囲内で有効期間の設定を可能とすることは、利用者、保険者双方にとって有意といえる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>○ 介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供するという利用者保護の観点から、延長することは困難。</p> <p>○ 状態が安定している等の理由により長期間要介護状態区分が変化しないと認められる者については、平成 23 年度及び平成 24 年度の改正において、認定有効期間を延長したばかりであり、その効果・影響が十分に現れていない状況下で更なる延長は困難。</p> <p>○ 介護認定審査会の委員が、主治医意見書等の記載内容から要介護者等の48ヶ月後における状態の安定性を予測することは困難である。</p> <p>○ 転出した要介護者等の認定有効期間の設定について、転出先の市町村における取扱いや利用者に混乱が生じるおそれがあるため、他の市町村と認定有効期間の取扱いに差異を設けることは困難。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>○ 有効期間は、ケースごとに実態に即して適切に付与するものであり、設定可能な認定有効期間の上限とは、直接、関係がないものとする。なお、予想外の状態の悪化等に関しては、変更申請により対応される。</p> <p>○ 当該延長は変更及び新規申請に係るもので、今回の延長については、比較的、状態安定性の高い更新申請を対象としているものである。</p> <p>○ 48月間における状態の安定性に関し、介護度は、加齢とともに緩やかに上昇する傾向にあり、その上昇の度合いは極めて緩やかなものとなっている。</p> <p>○ 有効期間は、特区外では通常の制度が適用されることを周知徹底すれば、利用者等に混乱が生じるものとは考えられない。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>○ 介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、心身の状況等に即した要介護認定を適時適切に行うことにより、利用者に必要なサービスを提供するという利用者保護の観点から、延長することは困難。</p> <p>○ 要介護状態は普遍の状態ではなく、サービスの利用等によってその変化が当然に起こりえるものである。仮に有効期間が延長された場合、有効期間内に心身の状態に変化があり、本来要介護認定区分に変更が必要な者が、適切な認定が受けられず必要なサービスが提供されなくなる恐れがある。</p> <p>○ 現行の要介護認定有効期間を経過した後に更新認定を受けた者の約4割は、従前の要介護認定と異なる要介護状態区分に認定されており、こうした利用者は、区分変更申請を行うことが可能であったにもかかわらず、結果として、申請を行わず、一定期間、その心身の状態に即していない要介護認定区分に認定されていたものであり、これ以上有効期間を延長することは利用者にとってデメリットが大きい。</p>				

○ こうした現状を踏まえると、予想外の状態悪化等に関しては変更申請により対応されるという指摘は妥当ではなく、現行の有効期間を維持すべきである。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090030	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	金澤町家を活用した旅館における 構造設備基準の緩和	都道府県	石川県
		提案事項管理番号	1005010
提案主体名	金沢市		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	旅館業法施行規則令第2条、旅館業法施行規則第5条第1項 第5号及び第2項
制度の現状	旅館施設が重要伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物である場合は、玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けること等を条件に、玄関帳場等の設置義務を課さない。

求める措置の具体的内容	「重要文化的景観地区」等における伝統的な建造物(町家)を利用した旅館営業につき、一定の要件を満たすことにより、玄関帳場等の設置基準を緩和し、特性を維持したまま営業することを可能にする。 (全国展開された「特例措置番号935号」の対象地区を拡大するもの)
-------------	---

具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】:</p> <p>本市では、北陸新幹線開業に向けて、町家に滞在しながら、金沢の伝統文化に触れ合う生活を来街者に提案しようとしている。(金澤ふうライフ提案事業)</p> <p>来街者にとっては、金澤町家を1棟ごと借りることにより、金沢に住む風情が体感できるほか、地域住民に対しても、町家の魅力が発信され、減少する町家の保存活用にもつながっていくことが期待される。しかしながら、現状、このような取り組みは少ない。</p> <p>町家宿泊所に対する特区(特例措置 935号)の全国展開が、先般行われ、玄関帳場の設置基準が緩和されたが、対象地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に限定されている。本市は、同じく文化財保護法における「重要文化的景観地区」及び「文化的景観地区」を有しており、金沢城跡周辺を中心とした同地区には、貴重な町家が多く存在している。そこで、同地区においても、玄関帳場等の構造設備基準の緩和を行うことにより、旧市街地の金澤町家を風情ある旅館施設へ活用する取り組みを促進したい。</p> <p><規制緩和の対象地区></p> <p>現行:重要伝統的建造物群保存地区 →</p> <p>特区:文化財保護法第2条第1項第5号、第134条における重要文化的景観地区 及び、文化的景観地区において市長が特に認めるもの</p> <p>【代替措置】:</p> <p>玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るため</p>
-----------------	--

の措置が講じられていることなど「重要伝統的建造物群保存地区」における代替措置要件に同じ

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>重要伝統的建造物群を構成する建築物については、建築物の改築等に許可を要し、内装の変更も制限されることから、玄関帳場等の設置につき規制緩和措置を行ったものであるが、重要文化的景観地区内又は文化的景観地区内の建築物については、景観を損なわずに建築物の内部に玄関帳場等を設置することは可能であることから、同様の取扱いが認められるものではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>例えば、一棟貸しを行うものの、建物の構造上、または設置に係る費用上、建物内に玄関帳場を設置することが不可能な場合について見解を示しつつ、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し、あわせて回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>回答における『重要伝統的建造物群を構成する建築物について、内装の変更に制限がかかる』という部分については、当該建築物であることにかかる内装を含む内部の制限は存在せず、この点、「重要文化的景観区域」と異なる点はない。</p> <p>先般の規制緩和措置の趣旨も『歴史的な街並みの保全や都市部等との交流促進による地域活性化等の構造改革特区推進の理念にかんがみ、町家などの伝統的建造物の風情を活かし旅館営業を行う場合には、・・・特例措置を設ける。(健発0401第1号平成24年4月1日厚生労働省健康局長)』とあり、重要文化的景観区域等においても、歴史的な街並みを保存するために、緩和措置を求める。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>玄関帳場は、宿泊施設が善良の風俗を害されるような使用をされることを防止するための重要な施設である。</p> <p>伝統的建造物については、建造物そのものが歴史的価値を有するものであるから、その保全を図るために建造物の改築等に許可を要する等、その形状の変更について強く制限されており、内装の改装等にあたっては、法令上の許可は要さないものの、建造物保全の考えから、実際には行政指導等が行われている。このように、伝統的建造物としての価値・特徴を維持しつつ玄関帳場を設けることは困難な場合も多く見られることから、旅館業法施行規則において例外的に特例措置を講じることで、当該建造物を宿泊施設として活用できるようにしてきた。</p> <p>他方、文化的景観地区内の建造物は、風景を含む街並みを保全しようという趣旨であるから内装の改築にあたっての制限は行われておらず、少なくとも文化的景観地区の有する風景等の価値を失わせることなく建造物内に玄関帳場を設置することは、十分可能である。</p> <p>最初にも述べたように、玄関帳場は善良の風俗を害されるような使用を防止するため、宿泊施設になくてはならないものであり、文化的景観地区の宿泊施設への玄関帳場については、その設置にあたっての制約もないことから、他の旅館と同様、玄関帳場を設けるべきである。</p>				

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090040	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	試行雇用奨励金の対象者の拡大	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1006010
提案主体名	埼玉県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	雇用保険法施行規則第一百条の三 トライアル雇用事業実施要領
制度の現状	<p>トライアル雇用開始時に45歳以上の者については、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日の前日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった者のうち、次のいずれかに該当する者としている。</p> <p>①従前に経験のない職種又は業務に就くことを希望する者。</p> <p>②過去の相当期間において短期間の就業及び転職を繰り返していたが、今後は長期的に安定した就業を希望する者。</p> <p>③その他、被扶養者を有する世帯主であるなど特に家計の状況等から一刻も早い再就職が必要と認められる者等、中高年齢者トライアル雇用の対象とすることが必要と認められる者。</p> <p>また、母子家庭の母については、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号)別表第2に定める障害がある状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)を扶養している者を対象としている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現在、試行雇用奨励金の対象者のうち、雇用保険法施行規則第一百条の三及びトライアル雇用事業実施要領により、中高年齢者について、雇用保険受給資格者という要件がある。</p> <p>この要件について、女性に限り緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在試行雇用奨励金については、雇用保険法施行規則において対象が定められている。</p> <p>対象は若年者(45歳未満の者)については、雇用保険の被保険者の要件はないが、中高年齢者(45歳以上)は、トライアル雇用事業実施要領の中で原則雇用保険受給資格者または被保険者資格の喪失日の前日から起算して1年前の日から当該喪失日の間に被保険者であった期間が6か月以上あった者とされている。</p> <p>現在政府において「女性の活躍促進による経済活性化」を進めているところであるが、本県においては、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」で、女性の活躍による経済の活性化を推進しているところである。</p> <p>女性の活躍を推進するためには、企業における働きやすい環境づくりを進めるほか、子育て</p>

等でblankがある女性の再就職を支援する必要もある。

しかし、45歳以上の主婦等が再就職する場合、雇用保険の被保険者でない者がほとんどであり、企業が45歳以上の主婦を試行雇用する場合、この制度が利用できない。

雇用保険受給資格者の要件を緩和することにより、職業経験、技能、知識等から再就職が困難になっている主婦の再就職の不安や、企業との雇用のミスマッチを解消し、女性の就業増加を促進し、地域経済を活性化する効果が見込める。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	Ⅲ及びⅣ
		※現在概算要求中 ※予算が確定した 際にB-2に変更		
平成 25 年度の試行雇用奨励金については、奨励金・助成金の整理・統合の観点から平成 24 年度末までに見直しを行うこととしているため、貴見の要望についてもあわせて見直し内容の一つとして検討させていただく。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	制度の見直しの内容を示しつつ、右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	厚生労働省の概算要求において「女性の就業希望の実現」の予算が盛り込まれている。また、平成25年度雇用施策実施方針の策定に関する指針の中でも「地方自治体をはじめ関係機関との間で連携の上マザーズハローワーク等において就職を希望する子育て女性等への支援を実施する」こととされている。本県の提案は、概算要求における施策や雇用施策実施方針と整合性があり、マザーズハローワーク事業だけでなく、国が進める「女性の活躍促進による経済活性化」や本県の事業とも相乗効果が見込まれるため、早期実現を要望する。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	Ⅲ及びⅣ
		※現在概算 要求中 ※予算が確 定した際に B-2に変更		
奨励金・助成金の整理・統合の観点から平成 24 年度末までに見直しを行うこととしており、貴県の要望についてもあわせて検討し、平成 25 年度概算要求がとおり次第、早期に実現できるよう努力する。				

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090050	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	有料職業紹介事業は都道府県が 許可するようにすること	都道府県	東京都
提案主体名	株式会社東京リーガルマインド	提案事項管理番号	1011010

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	職業安定法第 30 条第 1 項
制度の現状	<p>有料職業紹介事業については、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点、また広く労働力の需要供給の調整を円滑ならしめる観点から厚生労働大臣の許可を必要としています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>職業安定法第 30 条第 1 項では、有料職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を得なければならないとしています。これを以下のように改正すべきであると考えます。 (改正の案)</p> <p>有料職業紹介事業を行おうとする者は、申請者の所在地(申請者が法人の場合には、その主たる事務所の所在地)の都道府県の許可を得なければならない。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>都道府県の有料職業紹介事業許可制による、実情に即した迅速かつ的確な職業紹介事業の展開、雇用情勢の改善。求職者に、キャリア・コンサルティングや職業訓練、積極的求人企業開拓等を含めた総合的な職業紹介サービスを地域の実情に合ったかたちで適宜提供していくためには、事業開始2ヶ月前までに所在地を管轄する都道府県労働局を経由して申請し、厚生労働大臣の許可を得る全国一律的な手続きでは、地域の特性、近年の急速な雇用情勢の変化に対応する上で困難です。地域の特性に合った有料職業紹介サービスを迅速に提供できるようにすることにより、雇用のミスマッチを解消する上でも有効です。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>有料職業紹介事業については、全国的に広く労働力の需要供給の調整を円滑に行うため、また求職者に対する差別的取扱いを禁止し、求職者が自分の能力に応じた仕事に就けるようにするため、全国一律の許可基準の下、公労使の3者から構成される労働政策審議会での意見を聴いた上で、厚生労働大臣が許可している。</p> <p>ご提案のように、有料職業紹介事業の許可を都道府県による許可制にした場合、全国的に広く労働力の需要供給の調整を円滑に行うことが困難になり、また求職者の居住地によって権利や保護の程度に差が生じることになるため都道府県による許可制にすることは困難である。</p> <p>なお、職業紹介事業者が事業運営を機動的に実施できるよう、許可制の下で、許可の単位</p>				

については事業所単位から事業主単位、事業所の設置については届出制とする職業安定法の改正を行い、平成16年3月より施行している。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定労働者派遣事業の適正化	都道府県	非公表
		提案事項管理番号	1014010
提案主体名	非公表		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条 労働者派遣事業関係業務取扱要領
制度の現状	<p>労働者派遣事業のうち、派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を特定労働者派遣事業としている。</p> <p>常時雇用されるとは、雇用契約の形式の移管を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者のことをいうとしている。</p>

求める措置の具体的内容	労働者派遣法および労働者派遣事業関係業務取扱要領において定められている常時雇用の定義の適正化
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>労働者派遣法および労働者派遣事業関係業務取扱要領の中で常時雇用は期間の定めのない雇用契約以外でも常時雇用可と規定されているため、そこを拡大解釈した事業者が短期契約社員や日雇を特定派遣労働者として違法派遣行為を行っており、劣悪な環境下で働いている者が存在する。そこで常時雇用の規定を以下の通り改訂することにより違法派遣を一掃でき適切な労働市場の構築が見込まれる。</p> <p>特定労働者派遣定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間の定めのない労働契約を締結している。 ・派遣元が社会保険、労働保険、厚生年金など、必要な手続きがされている労働者。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
<p>特定労働者派遣事業の在り方については、労働者派遣制度が全国的な労働力の需要調整の役割を担っていること、また労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第27号)附則第3条第3項の検討課題の一つでもあることから、全国的な労働力の需給システムの一つとして検討をする予定であり、構造改革特区として対応することは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>貴省回答について、C(構造改革特区として対応不可)とあるが、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条第3項において「特定労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)の在り方について、速やかに検討を行うものとする。」と規定されているため、検討のスケジュールを示しつつ、措置の分類をF(提案の実現に向けて対応を検討)へ変更することを検討されたい。</p>			
提案主体からの意見			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し
<p>IV</p> <p>特定労働者派遣事業の在り方については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第27号)附則第3条第3項の検討課題の一つでもあることから、「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」において現在有識者による検討を行っているが、全国的な労働力の需給システムの一つとして検討しているものであり、構造改革特区としての対応を検討しているものではないため、C(構造改革特区として対応不可)と記載している。</p>			

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090070	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特定労働者派遣事業の二重派遣 禁止の緩和	都道府県	非公表
提案主体名	非公表	提案事項管理番号	1014020

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	職業安定法第 44 条
制度の現状	<p>いわゆる「二重派遣」は、派遣先が派遣元事業主から労働者派遣を受けた労働者をさらに業として派遣することをいい、この場合、派遣先は当該派遣労働者を雇用している訳ではないため、労働者派遣とはいえません。すなわち「二重派遣」は、形態としては労働者供給を業として行うものとして、法第44条の規定により禁止されています。</p>

求める措置の具体的内容	<p>労働者派遣法第 24 条の 2 および、職業安定法第 44 条では、いわゆる二重派遣を禁止しているが、それは、一般労働者派遣にのみ適用するものとし、先に定めた特定労働者派遣事業者は、その限りではない旨の追加。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>特定派遣労働者の定義を上記の通り定めると、必然的に労働者の労働上の責任は、派遣元事業主にかかる。その場合、常時雇用されていないものを派遣する一般労働者派遣とは性質が異なるため、基本的に二重、三重などという制限を受けることの必要性がなくなる。この規制が緩和になると、企業規模の大小に関わらず適正な雇用をしている事業者でも、法的な信頼を得られるため、大手企業との取引が円滑となり、ビジネス展開が容易になることが想定される。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>二重派遣が行われる場合、特定労働者派遣であっても、雇用主としての責任を負うのが派遣元、派遣先のいずれになるか不明確となること、二重に派遣元を介することにより労働者の自由意志を無視した強制労働が行われるおそれがあるなど派遣労働者の希望及び能力に応じた就業機会の確保や雇用の安定が図られなくなり、労働者の保護の観点から問題があるため、二重派遣禁止の緩和を行うことは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	特別な特定派遣労働者の同業者 への転職等禁止	都道府県	非公表
提案主体名	非公表	提案事項管理番号	1014030

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護 等に関する法律第 33 条
制度の現状	派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者との間で正当な理由なく、派遣先である者又は派遣先となる者に雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならないとしています。

求める措置の具体的内容	労働者派遣法第 33 条には、派遣労働者の派遣契約終了後の転職の制限の禁止や、派遣先による引抜を規制しない規定となっているが、これは一般労働者派遣にのみ適用するものとし、労働者に対し対価をかけて必要な教育を施した特定労働者派遣事業者は、その限りでない旨の追加。
具体的事業の実施内容・提案理由	一般労働者派遣とは異なり、特定労働者派遣事業者の内、正社員(常時雇用者)に対して費用をかけて教育を行っている所がある。この法律の通り、教育訓練を受けて転職が有利となった段階で、転職されてしまえば、事業者が労働者に対して教育訓練をさせる意識の低下につながり、果てには日本の産業力の低下を示唆することとなる。 よって、労働基準監督署などの認定により、適切な教育訓練の施設を持っている特定派遣事業者に関しては、この法律の除外を求めるものである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>憲法第22条は、職業選択の自由を保障しており、労働者派遣事業の場合も、派遣元事業主と雇用関係が終了した後、派遣労働者であった者が、誰に雇用されるかは、当該労働者の自由である。</p> <p>したがって、ご提案のように転職の制限をすることは派遣労働者の職業選択の自由を奪うことになるため、特定労働者派遣事業者であっても困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090090	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	非農林漁業者の農林漁業体験民 宿開業に係る旅館業法の規制緩 和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	旅館業法施行令第2条、旅館業法施行規則第5条第1項第4号及び第2項
制度の現状	農林漁業者が農山漁業滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準(簡易宿所営業は客室の延床面積33㎡以上)は適用しない。

求める措置の具体的内容	<p>過疎法に基づく過疎地域がある市町において、非農林漁業者(NPO法人など地域外の者も含む)が、農林漁業体験民宿を開業するにあたり、市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等(消防・保健衛生・特例の必要性)の確保ができると市町が認めたものについて、農林漁業者と同様の旅館業法の特例を認めること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者が運営する農林漁業体験民宿は、客間一間(33㎡未満)でも旅館業(簡易宿所)の許可を受け、開業が可能となり、建築基準法や消防法でも規制が緩和され、最小限の増改築で民宿を開業することができる。 ・一方、非農林漁業者でも農林漁業体験民宿の開業が認められるようになったものの、客室面積 33㎡未満の場合、開業不可で農林漁業者と同様の規制緩和の適用が受けられない状況である。 ・地元の農林漁業者は、過疎化、高齢化により、体験民宿の運営が困難なため、NPO 法人等に運営を委ねる意向があることから、農林漁業者の体験民宿の開業の機会を奪うことにはならない。 ・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿は、宿泊を必要とする農作業を伴うことから特例措置が認められており、本提案で想定している体験民宿についても同様の作業を伴うことから、農林漁業者と同様の特例措置を求めるもの。 ・市町が事業者とともに、消防法については消防署、旅館業法については保健所に事前確認し、宿泊者安全性等(消防・保健衛生・特例の必要性)について確保ができると市町が開設時に認めるとともに、開設後も継続的に指導することにより「宿泊者の安全確保」を担保する。 ・農林漁業者が開設する農林漁業体験民宿についても、過当競争が発生する可能性はある

ので、過当競争の発生が懸念されるとの国回答(第 21 次提案最終回答)は合理的理由が無い。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>農林漁業者が農林漁業体験民宿を行う場合、農林漁業を営みながら、その者の暮らしの中で「自宅」で農林漁業体験をさせるものであり、「自宅」の改修も困難であることから、例外的に、客室の延床面積基準を緩和したものである。他方、非農林漁業者の法人が農林漁業体験をさせる場合は、「自宅」で宿泊させるというのではなく、その営業形態は一般の旅館業者と同様であることから、旅館業における適正な競争を損なうことになるため、客室の延床面積として旅館業に共通して求められる最低基準を緩めることが認められるものではない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者が運営する農家民宿は、法令上、「自宅」に限定されていない。 ・過疎地域において、ゆとりある体験や滞在を求める都市住民等のニーズに対応できる宿泊施設は、地域内や周辺地域には、ほとんどない状況である。このため、集落内の空家を活用することにより、一般の旅館業者との適正な競争を損なうとは考えにくい。 ・本特区提案の主目的は、都市住民等が農山漁村に滞在し、農作業体験や農村の生活体験など「農」とのふれあい機会を拡大させることであり、宿泊そのものを主な目的とする旅館等とは異なるため、適正な競争を損なうことにはならない。 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>簡易宿所の延床面積の基準は、多人数の簡易宿所使用による湿気や悪臭の充満を防ぐ等、必要な衛生環境を確保するために必要なものである。</p> <p>この点、本件の体験民宿を農林漁業者が運営する場合には、通常、自宅を活用して事業実施することが想定されるところ、自宅では旅館業法で規定している延床面積の基準を満たさない場合も多く、その改修も費用面や日常生活への影響などの点から困難であるため、延床面積の規制を適用した場合、事実上農林漁業者の事業参加は困難になるものと想定される。</p> <p>しかしながら、自宅を農家体験用の民宿として使用する場合は、通常の延床面積が確保されていなくとも、家族が居住していること等から、必要な衛生環境は維持されると考えられること、また、農林漁業者の生活・就労を一体的に体験するための事業趣旨に鑑みると、当該民家で宿泊することが一定の価値を有すること等から、例外的に客室の延床面積を緩和したものである。</p> <p>他方、法人等が体験民宿を行う場合は、自宅を使用することは想定できず、延床面積の規定を適用しない場合、必要な衛生環境が維持されない恐れがある。また、当該法人等が運営する施設に宿泊することには、農林漁業者宅に宿泊する場合と異なり、事業趣旨にそった特殊な事情等も見られないことから、上記の例外措置を適用するべきではなく、通常の宿泊施設と同様の延床面積の規定を適用すべきである。</p>				

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090100	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私立保育所における3歳未満児に 対する給食の外部搬入の実施	都道府県	兵庫県
提案主体名	兵庫県	提案事項管理番号	1018020

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 11 条 ・厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令
制度の現状	3 歳未満児の給食の外部搬入については、特区の認定を受けた市町村の公立の保育所のみ行うことが可能である。

求める措置の具体的内容	公立、私立を問わず保育所の適切な運営を図るため、公立保育所が給食の外部搬入を認められている地域では、公立保育所だけでなく、私立保育所でも満3歳に満たない児童に対して給食の外部搬入を可能とすること。
具体的事業の実施内容・提案理由 (提案理由)	・公立保育所では、特区認定により満3歳に満たない児童の食事の外部搬入が認められている一方で、私立保育所では認められておらず、公立保育所とのバランスを欠くため。 ・なお、平成 24 年 10 月から構造改革特区評価・調査委員会において「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(3歳未満児に関する事項)」の評価に関する審議が開始され、25 年 2 月を目途に結論が出される予定であること、また、本県では地域によっては乳幼児数の減少から自園調理が大きな負担となっている私立保育所があることから、これらを踏まえ、私立保育所での早期の実施実現に向け、検証・検討を進められたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見」(平成 22 年 2 月 4 日構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会)において、「3 歳未満児の給食の外部搬入について、咀嚼機能発達等の観点から特に配慮が必要であるため、公立保育所においては特区として継続し、懸念される弊害を除去するための適切な方策の検討を行いつつ、私立保育所については、上記方策の検討を踏まえ、対応すること」と結論づけられたものである。</p> <p>現在行われている、特区制度による給食の外部搬入方式については、平成 24 年度に評価することとなっており、現在、当該事業実施市町村等を対象に調査を行っているところである。したがって、現時点でご指摘の私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切ではなく、その評価の結論を待たれたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		
提案主体からの意見	・現在調査中の公立保育所における給食の外部搬入方式に関する評価結果も踏まえつつ、私立保育所での早期の実施実現に向け、早急に検証・検討を進められたい。		
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し III
現在行われている、特区制度による給食の外部搬入方式については、平成 24 年度に評価することとなっており、現在、評価中であるため、評価結果は出されていない。したがって、現時点でご指摘の私立保育所での給食の外部搬入方式を実施することは適切でなく、その評価の結論を待たれたい。			

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090110	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	社会福祉法人が無料職業紹介を行う場合の規制緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1018040
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	職業安定法第 33 条
制度の現状	<p>無料職業紹介事業については、不適格な事業者の参入を排除することにより、事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護する観点から、原則として許可制としている。</p> <p>その上で、学校等が学生等を対象として行う無料職業紹介事業や、商工会議所・農協等の特別の法律に基づいて設立された法人が構成員を対象にして行う無料職業紹介事業については、厚生労働大臣への届出により行うことができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人のうち、当該社会福祉法人の本部、及び法人が運営する社会福祉事業に対して、過去4年間に改善勧告以上の行政措置を受けていないと県が認めた法人が、同事業所の利用者を対象に無料職業紹介を行う場合は、国の許可を不要とし、届出のみにより実施することを認め、機動的に職業紹介を行えるようにすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、職業安定機関以外の民間事業者が無料職業紹介事業を行う場合は、職業安定法により厚生労働大臣の許可が義務付けられているが、地方公共団体のほか、学校等、商工会議所や農業協同組合等の特別の法人が行うものに限り、届出で足りることになっている。 ・障害者の雇用を促進するためには、就労移行支援を行う社会福祉法人が障害者の職業紹介に積極的かつ円滑にその役割を果たすことが求められるが、現行法上、そのような社会福祉法人は、届出により無料職業紹介事業が行える特別の法人とされていない。 ・このため、対象者が限定されている就労移行支援事業所を設置した社会福祉法人が同事業所の利用者に対して無料職業紹介事業を実施する場合は、対象者が限定されており、その職業紹介の目的も学校等と同様のものであることから、学校等と同様に届出により機動的に実施できることにより、障害者の雇用促進が期待できる。 ・当該団体が就労移行支援事業所の利用者のために無料職業紹介を行う場合は、対象者が就労移行支援事業所の利用者限定されていることに加え、求職している障害者の利益に資する。 ・就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が行う無料職業紹介事業は、事業運営の適格性・求職者の利益の保護の観点から問題がないとは言えない理由を示されたい。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>学校等が学生等を対象にして実施する無料職業紹介事業については、「教育」の重要性等を勘案し、公的な機関である学校等が、学校教育の延長として行われるものに限定されること、また職業紹介の対象がその学校の在籍者及び卒業生に限定されることから、事業運営の適格性の確保・求職者の利益の保護という観点から問題がないと考えられるため、例外的に届出制を認めているものであり、就労移行支援事業を行う社会福祉法人が行う無料職業紹介とは性質が異なるものである。</p> <p>また、商工会議所・農協等の特別の法律に基づいて設立された法人がその構成員を対象にして行う無料職業紹介事業については、当該法人の構成員間での失業なき労働移動の円滑化に資することを目的としていることから、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が、当該事業所の利用者のために行う無料職業紹介事業とは性格が異なるものである。</p> <p>したがって、就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が行う無料職業紹介事業は、現行法上無料職業紹介事業を届出で行うことができる場合とは、性質が異なるため、従来通り許可制とすることが適当である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本提案で想定している社会福祉法人は、過去4年間に改善勧告以上の行政措置を受けていない法人であり、かつ、就労移行支援事業所は、社会福祉法人等からの申請により障害者自立支援法に基づき都道府県知事等が指定した事業所である。 ・また、職業紹介の対象は、その事業所で職業訓練や一般就労のための教育訓練を受けた訓練生に対して事業所が訓練の延長として行うものに限定することとする。 ・以上のことから、学校等が学生等を対象にして実施する無料職業紹介事業の場合と同様に、事業運営の適格性の確保・求職者の利益の保護の点において、問題がないと考える。 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>前回お答えしたとおり、学校等が学生等を対象にして実施する無料職業紹介事業については、「教育」の重要性等を勘案し、公的な機関である学校等が、学校教育の延長として行われるものに限定されること、また職業紹介の対象がその学校の在籍者及び卒業生に限定されることから、事業運営の適格性の確保・求職者の利益の保護という観点から問題がないと考えられるため、例外的に届出制を認めている。</p> <p>学校においては単なる教育だけでなく、卒業後の就職支援も行うことが想定されており、実態として就職支援の担当部署や責任者が置かれているなど、適切な組織体制が担保されているのが通例である。一方、社会福祉法人の場合には、規模や組織体制の面で必ずしも学校と同一に論ずることができるとは限らないのが実情である。</p> <p>また、商工会議所・農協等の特別の法律に基づいて設立された法人がその構成員を対象にして行う無料職業紹介事業については、当該法人の構成員間での失業なき労働移動の円滑</p>				

化に資することを目的としていることから、障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が、当該事業所の利用者のために行う無料職業紹介事業とは性格が異なるものである。

したがって、就労移行支援事業所を設置している社会福祉法人が行う無料職業紹介事業は、現行法上無料職業紹介事業を届出で行うことができる場合とは、性質が異なるため、従来通り許可制とすることが適当である。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090120	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービスの推進
要望事項 (事項名)	障害者(児)受入れに当たっての 基準の緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028010
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
制度の現状	<p>障害者自立支援法に基づく共同生活介護(ケアホーム)、共同生活援助(グループホーム)を行うにあたっては、共同生活住居の入居定員や職員配置などを必要最低限の基準としているため、ケアホーム及びグループホームについては、基準該当サービスの規定は設けていないところ。</p>

求める措置の具体的内容	<p>障害者(児)が、近隣において障害者自立支援法に基づく共同生活介護を利用することが困難な場合、介護保険法の指定認知症対応型共同生活介護事業所を利用できるよう、障害者自立支援法に基づく基準該当共同生活介護サービスを設定すること。単価の設定については、介護保険法と同等の報酬単価を適用すること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>障害者(児)が、近隣において障害者自立支援法に基づく共同生活介護を利用することが困難な場合、介護保険法の指定認知症対応型共同生活介護事業所を利用できるよう、障害者自立支援法に基づく基準該当共同生活介護サービスを設定すること。単価の設定については、介護保険法と同等の報酬単価を適用すること。</p> <p>これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤(指定認知症対応型共同生活介護事業所)を活用し、障害福祉サービス利用者のサービス利用が促進される。</p> <p>【提案理由】(課題)</p> <p>高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が身近に少ない。(H24.4.1 現在、指定認知症対応型共同生活介護事業所が327か所あるのに対して、障害者の指定共同生活介護事業所は65か所にとどまり、障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者が23年度末現在26人いる。)</p> <p>特に賀茂地域(3)や北遠地域(0)等の山間地等の過疎地域においては指定共同生活介護事業所が3箇所しかなく、地域的に今後も障害分野のみで箇所数を増やしていくことが困難なため、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>○ 厚生労働省では、障害者が地域で安心して暮らしていくためには、その地域で生活している障害者本人やその家族のニーズに沿ったサービス基盤を整備することが重要であると考えている。</p> <p>○ 共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)を含め障害者自立支援法に基づくサービス体系については、24 時間同一施設で暮らす生活ではなく、日中活動と居住の場を分けて、利用者の方が地域において複数のサービスを組み合わせて利用できる、利用者本位のサービスを目指すものである。</p> <p>○ このため、昼夜を通じた支援が行われる認知症型共同生活事業所を基準該当共同生活介護事業所とみなし、自立支援給付の支給対象とすることは、当該理念に照らして、適切ではないと考えている。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>右提案者からの意見を踏まえ、また、特区という手法により、障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者に対するサービス基盤の整備をより充実したものとすると観点から、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>今回提案している基準該当共同生活介護は、朝及び夜間についての部分の適用であり、通常の障害の共同生活介護と同様に、利用者は日中は生活介護等の事業所に通う形態を想定しているため、障害者自立支援法の理念である「利用者本位のサービス」に沿うものである。</p> <p>また、障害の利用者の場合、昼間は事業所にいないことから、昼夜を通じて支援を受ける高齢者との差異はあるが、その見合いで報酬額を低く設定した場合に介護事業者の積極的な参入が難しくなるため、高齢者を受け入れる場合と同等の報酬単価の設定を提案したものである。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>○ 認知症対応型共同生活事業所を基準該当共同生活介護事業所とみなすことについては、仮に日中活動の場と住まいの場で明確に分けたとしても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも障害者の方が認知症高齢者に囲まれて暮らすことを望むのか ・ 認知症高齢者グループホームについては、各市町村が策定する介護保険事業計画に基づき、管内の介護保険サービスの提供見込み量を踏まえて、必要量を整備しており、介護保険料の額等にも影響があることから、市町村が必要量以上の整備を行うことは現実的ではなく、また、このような事情があるにも関わらず、認知症高齢者グループホームの居室に障害者を優先的に入所させることができるのか <p>などその実現可能性について疑義があることから、慎重な対応が必要であると考えている。</p> <p>○ また、「高齢者を受け入れる場合と同等の報酬単価の設定」との提案であるが、提案主体が意見しているとおり、障害者の入居者に対する支援が「朝及び夜間についての部分」に限定されるのであれば、その支援に見合った報酬上の評価を行うべきであり、昼夜を通じた支援が行われる高齢者と同等の報酬単価を設定することは適切ではないと考えている。</p>				

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090130	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービスの推進
要望事項 (事項名)	指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028020
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第66条第1項
制度の現状	小規模多機能型居宅介護は登録定員の上限を25名としており、障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護及び基準該当短期入所として利用する場合は、登録定員の中に含めることとしている。

求める措置の具体的内容	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員25名を、定員の2割を限度に障害者(児)が登録可能とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員25名を、定員の2割を限度に障害者(児)が登録可能とすること。</p> <p>これにより、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤(指定小規模多機能型居宅介護事業所)を活用し、障害福祉サービス利用者のサービス利用が促進される。</p> <p>【提案理由】(課題)</p> <p>高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が身近に少ない。(H24.4.1 現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者が23年度末現在226人いる。)</p> <p>特に賀茂地域(1)や北遠地域(0)等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が1箇所しかなく、地域的に今後も障害分野のみで箇所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>小規模多機能型居宅介護は、小規模の人間関係の中でなじみの関係を築き、家庭的な雰囲気の中でサービス提供を行うことにより、認知症高齢者等の住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援するものである。</p> <p>こうした趣旨に基づいて、制度施行前の先駆的事業による取り組みや社会保障審議会介護給付費分科会の答申等を踏まえて、25人を上限とする登録定員を設けているところである。</p> <p>この登録定員を拡大することは、以下のような理由により、小規模多機能型居宅介護のサービスの質が低下し、期待される効果を損なうことにつながるものとする。</p> <p>①認知症高齢者は、リロケーションダメージ(生活の場が変わることによる悪影響)など環境の変化に対応することが難しい傾向にあり、家庭的な雰囲気の中で「なじみの関係」で地域に根ざしたサービスを提供することが効果的である。</p> <p>②現状の定員以上になってしまうと、1人1人の利用日数が少なくなり、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる。</p> <p>なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者がいるという現状を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>障害者の受入れを行うと、「なじみの関係」でなくなるとの指摘は、通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所への障害者の受入れを推進している従前の厚生労働省の考え方と矛盾すると考える。</p> <p>登録定員の増とともに、利用定員の増もあわせて提案しているため、「1人1人の利用日数が少なくなる」との指摘は適切ではない。</p> <p>事業者からも、「管理者、スタッフに加え、利用者の声を聞きながら受入れを進めていくこととなるため、「なじみの関係」の構築が難しくなることはない」と聞いている。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>○小規模多機能型居宅介護は、小規模の人間関係の中でなじみの関係を築き、家庭的な雰囲気の中でサービス提供を行うことにより、認知症高齢者等の住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援するものである。</p> <p>こうした趣旨に基づいて、制度施行前の先駆的事業による取り組みや社会保障審議会介護給付費分科会の答申等を踏まえて、25人を上限とする登録定員を設けているところである。</p> <p>この登録定員を拡大することは、以下のような理由により、小規模多機能型居宅介護のサービスの質が低下し、期待される効果を損なうことにつながるものとする。</p> <p>①認知症高齢者は、リロケーションダメージ(生活の場が変わることによる悪影響)など環境の変化に対応することが難しい傾向にあり、家庭的な雰囲気の中で「なじみの関係」で地域に根ざしたサービスを提供することが効果的である。</p> <p>②現状の登録定員以上になってしまうと、1人1人の利用日数が少なくなり、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる。</p>				

③登録定員及び利用定員の増加は、施設内の人員増加による人間関係の複雑化を招き「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなる。

なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。

○前回の回答については、介護保険制度における小規模多機能型居宅介護においては、「小規模」であることこそがサービスの質の観点から最も重要な要素であることから、「障害者の受け入れを行うから」という理由ではなく、「現状の定員以上になるから」という理由により、「なじみの関係」の構築や家庭的な環境の保持が難しくなるとしたものである。

また、ご指摘の「従前の厚生労働省の考え方」というのは、「共生型福祉施設」について現行制度の活用により設置・運営する方法等をお示したものであると思われるが、小規模多機能型居宅介護の定員を超えてまで障害者を受入れることを推進しているものではない。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090140	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービスの推進
要望事項 (事項名)	指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員の緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028030
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第66条
制度の現状	小規模多機能型居宅介護は利用定員の上限を15名としており、障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護及び基準該当短期入所として利用する場合は、利用定員の中に含めることとしている。

求める措置の具体的内容	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2割を限度に障害者(児)が利用可能とすること。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>障害者(児)が近隣において障害者自立支援法に基づく生活介護・短期入所を利用することが困難で、介護保険法の指定小規模多機能型居宅介護事業所を、障害者自立支援法の生活介護事業所・短期入所事業所とみなし利用し、介護保険法に基づく人員基準(3:1)以上の人員配置をしている場合は、障害者(児)の定員は別枠とし、現行介護保険法令で規定されている指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用定員15名を、定員の2割を限度に障害者(児)が利用可能とすること。</p> <p>これによって、地域に数多くある高齢者介護サービス基盤(指定小規模多機能型居宅介護事業所)を活用し、障害福祉サービス利用者のサービス利用が促進される。</p> <p>【提案理由】(課題)</p> <p>高齢化の進行とともに、高齢者介護サービス基盤の整備は進んでいる一方で、障害福祉サービスの施設が身近に少ない。(H24.4.1 現在、指定小規模多機能型居宅介護事業所が101か所あるが、障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者が23年度末現在226人いる。)</p> <p>特に賀茂地域(1)や北遠地域(0)等の山間地等の過疎地域においては通所の生活介護事業所が1箇所しかなく、地域的に今後も障害分野のみで箇所数を増やしていくことが難しいことや、遠方の事業所に通所するのは困難なことから、介護施設の利用を視野にいれたうえでの環境整備が望まれる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>小規模多機能型居宅介護は、小規模の人間関係の中でなじみの関係を築き、家庭的な雰囲気の中でサービス提供を行うことにより、認知症高齢者等の住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援するものである。</p> <p>こうした趣旨に基づいて、制度施行前の先駆的事業による取り組みや社会保障審議会介護給付費分科会の答申等を踏まえて、15人を上限とする利用定員を設けているところである。</p> <p>この利用定員を拡大することは、以下のような理由により、小規模多機能型居宅介護のサービスの質が低下し、期待される効果を損なうことにつながるものとする。</p> <p>①認知症高齢者は、リロケーションダメージ(生活の場が変わることによる悪影響)など環境の変化に対応することが難しい傾向にあり、家庭的な雰囲気の中で「なじみの関係」で地域に根ざしたサービスを提供することが効果的である。</p> <p>②現状の定員以上になってしまうと、「なじみの関係」の構築が難しくなるとともに、増加した利用定員に見合った大規模な設備や人員配置が必要となり、家庭的な環境の保持が難しくなる。</p> <p>なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	<p>障害福祉サービスの認定を受けたが未利用の障害者がいるという現状を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの意見	<p>当方の提案は、利用定員を2割、具体的には3名を限度に、障害者(児)を登録可能とすることを求めているものであり、3名の利用定員の増加は、回答にある「大規模な設備が必要となる」には繋がらない。</p> <p>また、既に、最低基準を上回る人員配置を行っていたり、ゆとりを持って設備を整備している事業所においても「家庭的な環境」は確保されていることから、「増加した利用定員に見合った人員配置が必要となり、家庭的な環境の保持が難しくなる」ことはないとする。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>小規模多機能型居宅介護は、小規模の人間関係の中でなじみの関係を築き、家庭的な雰囲気の中でサービス提供を行うことにより、認知症高齢者等の住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援するものである。</p> <p>こうした趣旨に基づいて、制度施行前の先駆的事業による取り組みや社会保障審議会介護給付費分科会の答申等を踏まえて、15人を上限とする利用定員を設けているところである。</p> <p>この利用定員を拡大することは、以下のような理由により、小規模多機能型居宅介護のサービスの質が低下し、期待される効果を損なうことにつながるものとする。</p> <p>①認知症高齢者は、リロケーションダメージ(生活の場が変わることによる悪影響)など環境の変化に対応することが難しい傾向にあり、家庭的な雰囲気の中で「なじみの関係」で地域に根ざしたサービスを提供することが効果的である。</p>				

②現状の定員以上になってしまうと、数名であっても「なじみの関係」の構築が難しくなるとともに、増加した利用定員に見合うよう今まで以上に大規模な設備や人員配置が必要となり、家庭的な環境の保持が難しくなる。

なお、現行でも、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、小規模多機能型居宅介護の設備を、他の目的で使用することも可能。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090150	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービス推進
要望事項 (事項名)	家庭的保育(保育ママ)事業の基 準緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028040
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第9項 ・児童福祉法第34条の16 ・児童福祉法施行規則第1条の32 ・家庭的保育事業の実施について ・保育対策等促進事業の実施について
制度の現状	家庭的保育を実施する家庭的保育者は、定められた研修を修了した保育士その他の者である必要がある。

求める措置の具体的内容	家庭的保育者認定のための基礎研修及び認定研修の科目及び時間の緩和
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保育所、認可外保育施設及び幼稚園における勤務年数など研修受講者の知識及び経験に応じて、一部科目の省略や時間数の削減など研修内容の緩和を図る。</p> <p>また、県内に1,025か所ある通所介護事業所を活用して場所の確保を図る。</p> <p>これにより、家庭的保育者、保育場所の確保により、保育サービスの量的拡大が期待されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p> <p>【提案理由】(課題)</p> <p>保育ニーズの拡大に伴い、保育所以外の多様なサービスによる量的拡大が求められており、家庭的保育(保育ママ)はこれに対応する有効な手段の1つとなっている。</p> <p>家庭的保育者は、国ガイドラインに規定される認定研修及び基礎研修を受講することが求められているが、研修時間が長時間であり、新規参入が困難となっている。特に、保育士資格を持たない者が受講することとなっている認定研修は、88時間の講習等に加え、20日の保育所実習が求められている。</p> <p>保育場所のほとんどが保育者の居宅や借家である。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D、F	措置の内容	IV
家庭的保育者として認定を受ける者の受講する研修内容については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭的保育の実施について」で定められているが、乳幼児の安全性や家庭的保育の質等を確保するため、受講者の資格や経験に応じた必要十分な内容となっており、現時点では、研修内容を緩和することは考えていない。				

また、家庭的保育の実施場所の確保については、児童福祉法施行規則第 36 条の 38 に定める設備に関する基準等が遵守されている場合には、ご提案の通所介護事業所での事業実施も可能である。(D)

子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、家庭的保育事業は地域型保育給付の対象とされており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。(F)

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

当初提案に盛り込んだ認定研修の緩和について、対象となる科目と時間数を具体的に示し改めて提案を行う。

保育士養成課程等検討会において、新制度における保育教諭の資格取得を容易にするため、幼稚園教諭の実務経験者が保育士資格を取得するに当たって、免除できる科目の検討等が行われている。

この検討状況を踏まえ、幼稚園教諭の実務経験者については、保育士と同等の知識を有すると認められる科目に関し、認定研修の時間数の緩和を提案する。

同様の考え方により、看護師についても認定研修の時間数の緩和を提案する。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

F

「措置の内容」の見直し

IV

先に回答したとおりであるが、家庭的保育者として認定を受ける者の受講する研修内容については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭的保育の実施について」で定めており、乳幼児の安全性や家庭的保育の質等を確保するため、受講者の資格や経験に応じた必要十分な内容となっている。

子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、家庭的保育事業は地域型保育給付の対象とされており、職員配置基準等を含めた具体的な認可基準等は、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090160	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービス推進
要望事項 (事項名)	小規模保育の基準の緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028050
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	・安心こども基金管理運営要領別添6の4 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条
制度の現状	小規模保育事業については、現行の児童福祉法令に特段規制を設けていない。

求める措置の具体的内容	小規模保育(20人未満)において保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者(一定の研修を修了し、市町村長が認めた者)まで拡大させる。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保育士に準じる形で保育を行うことができる家庭的保育者(保育ママ)が、小規模保育事業において児童の処遇を行うことができるよう、人員配置の要件を緩和する。</p> <p>また、県内に1,025か所ある通所介護事業所を活用して場所の確保を図る。</p> <p>これによって、人材確保、保育場所の確保により、保育サービスの量的拡大が期待されるほか、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p> <p>【提案理由】(課題)</p> <p>合併により市町村域が拡大した市町村などにおいて、保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善する必要がある。また、保育ニーズの拡大に伴い保育所の施設整備を進めているが、多大な時間・予算・労力をかけて行うため、財政状況が厳しい市町の事情もあり、思うように整備が進まない。このため、小回りの利く小規模な保育(20人未満)を実施することで、潜在的な保育需要を考慮しつつ待機児童の解消を図ることとしている。</p> <p>しかし、小規模保育の実施にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に規定する基準に準じた設備、人員配置等が求められているが、改修の手間や費用、人員の確保が必要となる。(小規模保育は、全国でも2件の実績しかなく、本県では実績なし)</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>定員20人未満の小規模保育事業については、その職員配置基準や実施場所について、現行の児童福祉法令上特段の規制を設けていない。(ただし、安心こども基金管理運営要領6の4の補助の対象ではない)</p> <p>なお、子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、定員6人以上19人以下で実施する小規模保育事業は地域型保育給付の対象とされており、職員配置基準も含めた具体的な認</p>				

可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

小規模保育推進のためには、地域型保育・子育て支援モデル事業(安心こども基金管理運営要領別添6の4)において、保育士に限られている人員配置の要件を拡大させることにより、この補助制度を活用しやすくする必要があると考える。

類似する事業である家庭的保育者によるグループ型小規模保育は、最大(補助者配置の場合)15人まで保育が可能である。

このように、研修受講を条件に保育士以外の者が保育者として認められる現状に合わせ、小規模保育においても定員15人までの人員配置要件については、家庭的保育者まで緩和することを改めて提案する。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

E

「措置の内容」の見直し

-

先に回答したとおりであるが、定員20人未満の小規模保育事業については、その職員配置基準や実施場所について、現行の児童福祉法令上特段の規制を設けていない。

子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、グループ型小規模保育と同規模の定員6人以上19人以下で実施する小規模保育事業は地域型保育給付の対象とされており、配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。

なお、予算要綱である安心こども基金管理運営要領に基づく地域型保育・子育て支援モデル事業における小規模な保育事業の実施にあたっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条から第36条までに規定する基準に準じて適切な保育環境を整備するよう努めなければならないとされており、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育の専門性を有する保育士が配置される必要がある。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090170	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービス推進
要望事項 (事項名)	一時預かり事業の基準の緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028060
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第7項 ・児童福祉法第21条の9 ・児童福祉法第34条の12～14 ・児童福祉法施行規則第36条の33～35 ・子育て支援交付金交付要綱
制度の現状	一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35に規定する設備及び職員配置基準の要件を満たすことが必要である。

求める措置の具体的内容	一時預かり事業において保育士に限られている人員配置の要件を、家庭的保育者等まで拡大させる。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>保育士に準じる形で保育を行うことができる家庭的保育者(保育ママ)等が、一時預かり事業において児童の処遇を行うことができるよう、人員配置の要件を緩和する(家庭的保育者、幼稚園教諭、看護師、社会福祉士、介護福祉士を資格要件の対象に加える)。</p> <p>また、県内に1,025か所ある通所介護事業所を活用して場所の確保を図る。</p> <p>これにより、人材確保、保育場所の確保により、児童の一時預かり事業が促進されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p> <p>【提案理由】(課題)</p> <p>生活様式の多様化や核家族化を背景とする子育ての負担感の高まりなどから、長時間の保育ニーズのほか、保育所を利用しない家庭の一時的な保育ニーズに対応することが求められている。</p> <p>今後の保育ニーズの拡大に伴い、入所児童数に応じて保育所に勤務する保育士数の増加が見込まれる中、一時預かり事業に必要な保育士が不足する可能性がある。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D、F	措置の内容	Ⅲ
一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されている。一時預かりにおいても、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育の専門性を有する保育士が配置される必要がある。				

また、保育場所の確保については、児童福祉法施行規則第36条の35各号に定める設備に関する基準等が遵守されている場合には、ご提案の通所介護事業所での事業実施も可能である。(D)

なお、子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。(F)

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

予定している通所介護事業所を活用した一時的な預かりは小規模であり、集団保育を前提にした保育所における継続的な終日の保育とは内容が異なることから、最低限の保育士配置を確保すれば足りるものとする。

保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなす規定は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の附則の経過措置規定のほか、構造改革特区省令第2条に盛り込まれているところである。

これを援用して、最低2人の配置を必要とする保育士に関し、家庭的保育者等を、1人に限って、保育士とみなすことができるよう緩和をすることを改めて提案する。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

F

「措置の内容」の見直し

Ⅲ

先に回答したとおりであるが、一時預かり事業については、児童福祉法施行規則第36条の35第2項により、「保育士の数は2人を下ることはできない」と規定されている。一時預かりにおいても、一人一人の子ども達の心身の状態などを考慮して保育する必要があるため、保育の専門性を有する保育士が配置される必要がある。

子ども・子育て関連3法に基づく新制度において、一時預かり事業は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられており、職員配置基準も含めた具体的な認可基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議で議論の上、検討することとしている。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090180	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービス推進
要望事項 (事項名)	「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028070
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	平成 20 年度子育て支援臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について(平成 21 年 3 月 5 日文科科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)別添6の4「地域型保育・子育て支援モデル事業」

<p>制度の現状</p> <p>○事業内容</p> <p>【一般市町村モデル】</p> <p>合併により市町村域が拡大した市町村などにおいて、保育サービスの地域的な需給バランスを迅速に改善するため、既存施設(公営住宅・空き店舗等)の活用により、小規模な保育事業(20名未満)を実施するとともに、「小規模放課後児童クラブ(10名未満)」や「子育て親子の交流・相談事業」、「一時預かり事業」の機能も併せ持つこととし、住民の多様なニーズに対応しながら、これらの事業間で職員が相互に連携・協力することにより、小規模な保育事業の円滑な実施を図る。</p> <p>○事業の実施方法</p> <p>一般市町村モデルにあたっては、小規模な保育事業(20名未満)の実施を必須とし、付加する事業として、小規模放課後児童クラブ(10名未満)、子育て親子の交流・相談事業、一時預かり事業の中から2事業以上選択して実施すること。</p>
--

<p>求める措置の具体的内容</p> <p>安心こども基金管理運営要領に定める「地域型保育・子育て支援モデル事業」の一般市町村モデルにおいて、①必須要件である小規模保育事業との併設について緩和し、単独で小規模な放課後児童クラブを実施する場合にも対象とする②人数要件を10名未満から20名未満へ緩和する。</p>
--

<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件の緩和を提案する。</p> <p>①小規模保育との併設要件をなくし、単独実施の場合も対象とする。</p> <p>②登録児童数の要件を、10名未満から20名未満に緩和する。</p> <p>これにより、地域実情に応じた小規模放課後児童クラブ設置促進による待機児童の解消が期待されるとともに、通所介護事業所の有効活用が図られる。</p>

【提案理由】(課題)

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、児童福祉施設に含まれず、施設の設備及び運営・職員などの法令による基準は設けられておらず、国や県のガイドラインで、望ましい形を示している状況である。

本年度から、安心子ども基金を活用し、待機児童解消「先取り」プロジェクト強化事業の一環として、「地域型保育・子育て支援モデル事業」が設けられ、小規模保育と併設する場合に、小規模な(10人未満)の放課後児童クラブについても補助対象となることとなった。

しかし、小規模クラブへの助成要件として小規模保育併設が必須となっていることから、他施設など既存の社会資源や地域の実情に応じたクラブの展開が推進できないことや、10人以上20人未満であって開設日数が200日～249日の放課後児童クラブへの助成制度がないという問題がある。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
地域型保育・子育て支援モデル事業については、小規模な保育事業と地域子育て支援事業、放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図ることを目的としている。				
このため、小規模な保育事業との併設要件を緩和することはできない。				
なお、小規模なクラブ(10人未満のクラブ、10人以上20人未満であって開設日数が200～249日のクラブ)については、既に特別交付税の算定対象とされている。				
このため、「地域型保育・子育て支援モデル事業」の要件緩和を行わなくても、現行制度においてご提案の内容は実施可能である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	保育所と同様、放課後児童クラブ待機児童の解消も重要な課題となっているが、保育所と放課後児童クラブの待機児童の発生市町は、必ずしも一致していない。 小規模保育との併設要件を緩和することは、より積極的な待機児童解消を図る目的にかなうものと考えられることから、小規模保育事業の併設要件の緩和に限り改めて提案する。 なお、特別交付税は民立の放課後児童クラブを対象外としている。本提案により、通所介護事業所等の老人福祉施設を活用した小規模放課後児童クラブの実施を見込んでいるが、そのほとんどが民間経営であり、現行制度によって提案内容が実施可能という判断は当たらないと考える。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	IV
地域型保育・子育て支援モデル事業については、小規模な保育事業と地域子育て支援事業、放課後児童クラブなどを組み合わせた多機能の保育事業の実施により、潜在的な保育需要を考慮した積極的な待機児童解消を図ることを目的としているため、併設要件を緩和することはできない。				

なお、公立、民立の別を問わず、小規模な放課後児童クラブ(10人未満等)については、特別交付税の算定対象とされているので、現行制度(特別交付税制度)において小規模な放課後児童クラブを実施することで、地域保育・子育て支援モデル事業の実施要件を緩和(小規模保育との併設要件の緩和)しなくても、静岡県のご要望に叶う仕組みとなっている。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090190	プロジェクト名	ふじのくに型福祉サービス推進
要望事項 (事項名)	年度途中における保育所面積基準の緩和	都道府県	静岡県
		提案事項管理番号	1028080
提案主体名	静岡県		

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条
制度の現状	保育所に係る面積基準等は、従うべき基準とされており、国の基準と同じ内容でなければならない。

求める措置の具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童が多数に上る1歳児に必要な、ほふく室の面積について、年度途中において保育室の面積(1.98㎡)並みに緩和することを可能とする。 ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第32条第3号の規定を、添付資料の根拠法令等にあるとお読み替える規定を設ける。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>年度途中に増加する保育ニーズに対応するため、2歳児に近い歩行が可能となる1歳児について、年度途中に定員を超えて入所させる場合に限り、2歳児に適用される面積基準(1.98㎡)の適用を可能とする。</p> <p>これにより、年度途中における待機児童の増加を抑制することができる。</p> <p>【提案理由】(課題)</p> <p>待機児童を年齢別に見ると、1歳児が最も多いが、これは育児休業終了等に伴う保育ニーズの増加に伴うものであり、年度途中には、さらに増加する傾向にある。(本県の保育所待機児童数は、H23年4月366人に対して、H24年1月には1,183人まで増加)</p> <p>年度途中の保育ニーズに応じて入所させようとしても、1歳児1人当たりに必要な面積の確保できない場合は、入所が困難となり待機児童の増加につながっている。</p> <p>1歳児には、ほふく室の面積である3.3㎡が適用されるが、発達の状態としておおむね1歳3か月程度から歩き始めることを踏まえれば、かならずしもほふくを前提とした面積を確保する必要はないと考えられる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>子どもの健やかな育ちを保障し、安全性を確保するためには、ほふく室について1歳児1人につき3.3平方メートル以上の面積の確保が必要であると考えている。</p> <p>また、子ども・子育て支援の新たな制度については、地方公共団体の代表も参画した「子ども・子育て新システム検討会議」のワーキングチームで議論を重ねた上で、法案を提出し、衆議院による修正を経て、平成24年8月10日に国会で成立した。子ども・子育て関連3法にお</p>				

いて、保育所の認可制度の改善がなされているが、保育所の面積基準、職員配置基準は、直接保育の質に大きな影響を与える基準であることから、改正後児童福祉法第45条により、引き続き国の基準を従うべき基準とすることとされている。

なお、待機児童対策の観点から、待機児童問題が深刻でかつ地価が高い等の一定の条件を満たす地域(東京都、神奈川県などの 35 市区)については、「従うべき基準」である保育所の居室面積に係る基準について、「標準」として条例を定めることができる特例措置が設けられており、当該基準を満たさない地域(静岡県内の市町など)における面積基準の緩和は、特区制度により各自治体に基準設定の権限を与えることは適切でないと考える。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

2 歳という形式的要件ではなく児童の発達段階の実態に応じた制度を設けるという右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

保育所保育指針では「おおむね1歳3か月から2歳未満」を、歩くなど様々な運動機能の獲得時期としており、1歳児のクラスでは年度後半に向け大半の子どもが歩行している現状にある。

これを踏まえ、2歳児に近い歩行が可能となる1歳児について、年度途中で定員を超えて入所させる場合に限り、待機児童解消のための経過措置として面積基準を保育室(1.98 m²)並みに緩和し、その適用範囲を市までとすることを提案する。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

先に回答したとおりであるが、子どもの健やかな育ちを保障し、安全性を確保するためには、ほふく室について1歳児1人につき3.3平方メートル以上の面積の確保が必要であると考えている。

補足資料でご指摘のあった通知(平成23年雇児発第1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、発育段階に応じた適切な面積確保を求めているが、これは、ご指摘のような趣旨ではなく、0歳児及び1歳児の居室面積基準について、子どもの発達段階に応じて、乳児室又はほふく室を設けることを求める趣旨である。具体的には、子どもが自らの意思で動き回る前の発達段階においては乳児室の1人当たり1.65 m²という基準が、子どもが自らの意思でほふくにより動き回るることができる発達段階に至った時点で1人当たり3.3 m²という基準が、それぞれ適用となることをお示したものである。

待機児童対策の観点から、待機児童問題が深刻でかつ地価が高い等の条件を満たす地域(東京都、神奈川県などの 35 市区)については、「標準」として条例を定めることができる特例措置が設けられており、当該基準を満たさない地域(静岡県内の市町など)における面積基準の緩和は、特区制度により各自治体に基準設定の権限を与えることは適切でないと考える。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090200	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	技能実習制度における外国人研修生(技能実習生)の在留期間の延長	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1029010	
提案主体名	新温泉町、浜坂町漁業協同組合			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第20条の2第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2、出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第17号、第2条第28号
制度の現状	在留資格「技能実習」における技能実習期間は、技能実習1号及び技能実習2号の期間を合わせて最長3年となっている。

求める措置の具体的内容	外国人技能実習において、研修・実習を併せて3年以内とされている期間を5年間に延長することを提案。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当地域は漁船漁業が盛んで、平成 23 年浜坂町漁業協同組合の漁獲総額約 25 億円のうち、底曳網漁業の漁獲金額は約 22 億円と全体の約 86%を占め、当町の中心漁業となっている。浜坂町漁業協同組合では、平成 18 年から底曳網漁業を対象とする技能実習生の受け入れを開始し、本年までに延べ 50 名を受け入れ、外国人技能実習制度が定着している。</p> <p>(提案内容)実習期間が現行3年のところ、期間延長を希望する実習生については更に2年延長し、実習期間を最大5年とする制度の緩和を提案。</p> <p>(現状)漁船漁業は洋上での実習という特殊性を持つため、天候の影響を受け易く、荒天により数日間出漁を見合わせるせことがあるため、実習実施機関から実習計画の円滑な推進が窮屈になる可能性があるとの意見がある。また、技能実習の修得に意欲的な実習生からは、他船員を指導できる甲板長並みの技能習熟を目指したいとの要望を受けることがある。</p> <p>(効果)実習期間の延長により、実習計画の進捗が遅れても余裕を持った実習が可能となり、出漁を多数経験することで、より実践に即した技能修得が確保される。また、甲板長並みの技能修得を希望する実習生が更に経験を積むことにより、帰国後は指導者として後進の育成を担うことが出来、経済発展の推進に一層寄与することが出来る。</p> <p>(その他)関係省庁が懸念する低賃金労働力としての悪用対策として、漁業中央団体と関係省庁で組織する漁業技能実習制度協議会が、全体の監理体制の強化と充実を図っている。さらに、兵庫県及び町が浜坂町漁業協同組合の実習制度運用について助言・指導することにより、実習制度の悪用を未然に防ぐ体制が一層強化された。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	Ⅲ
<p>5年への延長を要望する理由が明確でないことから、検討が困難である。天候の影響はどのような実習にもあるものである上、予測困難であるところ、そのような事情のみをもって現状に加えて2年もの期間を延長する合理的理由について説明が必要である。</p> <p>なお、貴町では、平成18年に技能実習生の受入れを開始してから、これまでに悪天候に起因する実習遅延は発生していないとしているところ、この点からも直ちに実習期間を延長する必要性は認められない。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	<p>天候の影響はどのような実習にもあるとされているが、特に冬期間の船上での実習は、風雪波浪等の影響を強く受け、陸上実習と同一視できない。また、期間延長の提案は実習生のスキルアップの確保が大きな目的である。漁船漁業におけるスキルアップを図るには、一回でも多く操業を経験することが効果的であり、技能習熟を高める事に繋がる。その結果として、その都度変化する船上の操業環境に対処できる能力が培われ、スキルアップを促進することが出来る。また、期間延長により、これまで補助的な役割で実習してきた作業を主導的な立場で実習する計画の策定が可能となるため、実習期間の延長が必要である。</p>			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	Ⅲ
<p>天候の影響はどのような実習にもあるものであるところ、特に冬期間での船上での実習はその影響を強く受けるとあるからといって、陸上実習と同一視できない客観的根拠が明確でないことから検討が困難である。また、5年への延長の目的はスキルアップの確保とあるところ、その目的を達成するために、追加的に2年もの延長を要する客観的根拠が明確でないことから検討が困難である。まずは、これら客観的根拠について具体的に明示されたい。</p>				

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090210	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	技能実習制度における漁船漁業 の一職種一作業の規制緩和	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1029020
提案主体名	新温泉町、浜坂町漁業協同組合		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第2号から第4号まで、同表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第1号から第3号まで 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第1号から3号まで、第2条第1号から第3号まで 技能実習制度推進事業運営基本方針 II 各論 2対象技能等(1)、(2)、5技能実習の実施に関し留意すべき事項(1)二、別表
制度の現状	<p>技能実習計画は、技能検定等において評価される技能等に加えて、関連する技能等を修得することを含むことは妨げていない。</p> <p>なお、技能実習第2号へ移行を予定する実習計画については、技能実習制度推進事業運営基本方針において、関連する技能等の修得に充てる時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とすることとなっている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>技能実習第2号への在留資格の変更については、技能実習第1号の活動による基礎2級の技能検定その他これに準ずる検定又は試験に合格していることや、技能実習第2号に応じた活動を技能実習計画に基づき行うことにより更に実践的な技能等を修得しようとする事等が要件となっている。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>漁船漁業の中で技能実習対象として認められている作業として、いか釣り漁業と底曳網漁業が含まれているが、一職種一作業の技能実習しか認められていないため、二作業を兼業する漁船においては技能実習を受け入れることが出来ない。</p> <p>(提案内容) 漁船漁業で認められている作業を同一漁船で兼業する場合に限り、複数作業の技能実習を容認する緩和策を提案。</p> <p>(現状) 浜坂町漁業協同組合所属の底曳網漁業を営む 17 経営体の内、3 経営体は兼業によりいか釣り漁業を営んでいる。底曳網漁業は 9 月～翌年 5 月まで稼働し、6 月～8 月までの 3 か月は休漁期として漁具補修作業を行っている。一方、底曳網漁業といか釣り漁業を兼業で営む場合は、11 月～翌年 5 月まで底曳網漁業を営み、6 月に艀装を変更して 10 月までいか</p>

釣り漁業を営む事になる。そのため、兼業する漁船が底曳網漁業を対象として実習生を受け入れた場合、技能実習ができる期間は、11月～翌年5月までの7か月となり、それ以外の6月～10月までの5か月は、いか釣り漁業出漁のため実習が不可能となるため、実習生の受け入れが出来ない。しかし、底曳網漁業といか釣り漁業の作業定義を比較すると、必須作業、関連作業、周辺作業、使用する機械・設備等の項目は共通するものがある。また、必須作業のうち安全衛生作業、関連作業、周辺作業は同一の内容である。

(効果)二つの作業を兼業する漁船を技能実習実施機関として容認できれば、技能実習生の選択肢が広がるとともに、異なる技能を効率的に修得できるため、帰国後に於いて日本で修得した技能を本国で幅広く活用できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>技能実習制度推進事業運営基本方針は、技能検定等において評価される技能等に加えて、関連する技能等を修得することを技能実習計画に含むことは妨げていない。</p> <p>このため、複数の作業の技能実習を行うことについては、技能検定等において評価される作業と関連がある作業であり、適正な技能実習計画が策定され、帰国後に同様の業務を行うことが担保されるのであれば、可能である。</p> <p>複数の作業の関連性については、技能実習計画や受入機関の技能実習実施体制に基づき個別に判断されるものである。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>漁船漁業において底曳網漁業といか釣り漁業を兼業する場合、漁法と対象魚種が異なるため、作業の関連性が認められないと判断していた。回答の前段では関連がある作業で要件を満たせば可能がある旨が示され、後段では複数の作業の関連性については個別に判断されるものであると記述されている。ついては、兼業船の底曳網漁業といか釣り漁業の関連性の有無について見解を求めます。併せて、底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業をJITCO編集の「外国人技能実習制度概説」が示す「周辺作業」として実習計画に含めることの適否について見解を求めます。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
<p>技能実習2号への在留資格の変更を希望する外国人が、技能実習1号の当時に受け、合格した技能検定等に係る技能等そのものに加え、これに関連する技能等をも修得しようとする場合は、入管法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第3号又は第2条第3号の要件の審査において、当該関連する技能等を修得するための活動を行うことが適当か否かにつき、厚生労働大臣が公示した「技能実習制度推進事業運営基本方針」を踏まえて、個別に判断することとなる。</p> <p>この点、入管法令及びその他の法令において、一般的に複数の作業の技能実習自体を禁止した定めはなく、底曳網漁業といか釣り漁業の関連性を否定する定めも存在しない。</p>				

「外国人技能実習制度概説」に示す周辺作業については、上記公示に基づく推進事業実施機関としての JITCO が、技能実習制度の利用者の利便を図るため、職種別の専門委員会を設けて検討した結果を「外国人技能実習制度における技能実習計画」として編集しているところである。したがって、提案主体の意見にある「底曳網漁業の技能実習を行う場合、兼業のいか釣り漁業を JITCO 編集の「外国人技能実習制度概説」が示す『周辺作業』として実習計画に含めることの適否」という質問については、JITCO に直接確認すべき事項であると考えらる。

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090220	プロジェクト名	すこやか鍼灸特区	
要望事項 (事項名)	都市部の地域医療における「鍼灸療養費」と「療養の給付」の併給に関する規制緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1034010	
提案主体名	社団法人東京都鍼灸師会			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	健康保険法第 87 条(大正 11 年法律第 70 号)等
制度の現状	<p>○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。</p> <p>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、主として神経痛・リウマチなどであって類焼疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められる疾病に限り支給の対象とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>現行法では、鍼灸に関する「療養費」と、一般診療(療養の給付)との併給は認められないが、薬剤に依らない診療ツールとして注目され、統合医療の主力として期待される「鍼灸」の発展性と特異性を鑑み、将来的な療養の給付への算定を視野に入れた措置として、鍼灸に関する療養費の支給と「療養の給付」の併給を可能とする</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>鍼灸に関する療養費(以下、鍼灸療養費)と「療養の給付」との併給を可能とすることで、医療と連携した鍼灸活用の拡大を図り、地域医療における将来的な医療費削減と医療サービスの多様化実現を目指す。</p> <p>提案理由： 鍼灸は効果機序が明らかでないことを主たる理由として、「療養の給付」ではなく「鍼灸療養費」として支給されている。このため、同一の疾患に対する療養と鍼灸療養費の併給は認められず、医療と連携した鍼灸活用やエビデンス構築は遅々として進まない。しかしながら地域医療の現場では、地方自治体の福祉サービスや実費診療を活用し、同一疾患に対する保険医療と鍼灸診療の「併用」は既に広く行われており、特に核家族の高齢化が進む大都市部の高齢者医療では有用性が指摘されているが、鍼灸の健康保険適用は現状を反映したものにはなっていない。海外の保険者の動向を見ても、経口薬剤と鍼灸の「併用」は、費用対効果の面から有用と認められており、本邦でも将来的な医療費削減に寄与できると予想できる。鍼灸は、療養算定への熟度がもう一步の、薬剤に依らない強力な診療ツールである。特に都市部の地域医療において、将来的な「効果機序解明」と「療養の給付への算定」を視野に入れた一般診療と鍼灸診療の「併用」促進が望まれる。</p>

代替措置:

現在、平成 16 年 10 月 1 日保医発第 1001002 号などを論拠に、鍼灸療養費支給を 6 疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頸肩腕症候群・五十肩・リウマチ)に限定するのが慣例となっているが、医師の同意書がある場合、6 疾患に限定せずに支給を奨励する技術的助言が厚労省から為されれば、限定的ではあるが鍼灸活用による地域医療の充実が図れる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
<p>○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしているため、療養の給付が行われている場合には、はり・きゅうに係る療養費を併せて支給することは認められない。</p> <p>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとしており、6 疾病以外の疾病については、個別事例により、医師による適当な治療方法がないかどうかを判断する必要があることから、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
<p>右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>				
提案主体からの意見				
<p>本提案は、海外の事例からも医療費削減に寄与することが確実な、「薬剤に拠らない医療技術」である「鍼灸」に、療養算定に必要な熟度をもたらす為の提案である。世界的には、鍼灸は既に統合医療の主力と位置づけられ、世界保健機関(WHO)でも標準化作業が進んでいるが、我が国はほとんどイニシアティブを発揮し得ていない。世界に誇るべき、我が国独自の鍼灸技法に係る知的財産を守り、発展させる事は、保険医療政策上非常に有意義と考えられるが、それには地域医療における鍼灸活用の機会拡大による EBM 化推進が必須である。本提案は、現行法の若干の緩和によって上記の多大な国益を導く方策である。是非ご検討をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I
<p>○我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療法を保険適用の対象としているところであり、これらは保険医療機関等において療養の給付として現物給付により行われることが原則である。それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。このため、療養の給付が行われている場合に療養費を併せて支給することは認められない。</p> <p>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとしており、6 疾病以外の疾病については、個別事例ごとに、医師が適当な治療方法がないかどうかを判断する必要があるため、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。</p>				

09 厚生労働省 構造改革特区第22次 再検討要請回答

管理コード	090230	プロジェクト名	鍼灸特区元気が一番	
要望事項 (事項名)	都市部の地域医療における「鍼灸療養費」の支給対象疾患に関する規制緩和	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1034020	
提案主体名	社団法人東京都鍼灸師会			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省
該当法令等	はり師、きゆう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について(平成16年10月1日保医発第1001002号) はり・きゆう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて(昭和42年9月18日保発第32号)
制度の現状	<p>○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。</p> <p>○はり・きゆうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとされており、主として神経痛・リウマチなどであって類焼疾患については、これら疾病と同一範ちゅうと認められる疾病に限り支給の対象とされている。</p>

求める措置の具体的内容	<p>平成16年10月1日保医発第1001002号などにより「鍼灸療養費」の支給対象疾患として慣例化している6疾患(1.神経痛、2.リウマチ、3.頸腕症候群、4.五十肩、5.腰痛症、6.頸椎捻挫後遺症)に、鍼灸効果のエビデンスが蓄積されつつある神経内科領域4疾患(一次性頭痛、パーキンソン病、脳血管障害後遺症、認知症)を追加し、鍼灸療養費支給対象疾患を10疾患へ緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>提案理由:</p> <p>近年、世界保健機関(WHO)では、鍼灸適応症として多様な疾患が認定されているが、本邦の保健医療制度では、高度なエビデンスがないとして、鍼灸診療は「療養の給付」には算定されず、療養費として支給される(以下、鍼灸療養費)。鍼灸療養費は、保医発第1001002号などを根拠として、6疾患(肩こり・腰痛・神経痛・頸肩腕症候群・五十肩・リウマチ)に限定して支給されるのが慣例となっている。しかし近年、鍼灸は薬剤の減量や代替可能な診療ツールとして注目されており、本邦でも、多くの鍼灸適応症を抱える神経内科の領域では、専門診療における鍼灸活用のガイドライン化の動きもある。海外の保険者の動向を見ても、経口薬剤と鍼灸の「併用」は、費用対効果の面から有用とされており、本邦でも将来的な医療費削減に寄与できる。そこで、今後最も鍼灸活用が期待され、専門診療における研究体制も整いつつある神経領域疾患4疾患(一次性頭痛、パーキンソン病、脳血管障害後遺症、認知症)を「鍼灸療養</p>

費」の対象疾患として現行 6 疾患に加え、多様な診療ツールを具えた地域医療の現出を目指す。特に上記 4 疾患が重大な社会問題となる都市部において、将来的な「効果機序解明」と「療養の給付への算定」を視野に入れた一般診療と鍼灸診療の併用促進により、高度なエビデンス集積も実現できる。

代替措置：

厚労省より保険者に対し、「公益社団法人などのしかるべき認可を得た鍼灸診療施設の施術に対する療養費申請に対しては、医師の同意書がある場合対象疾患を問わない」とする技術的指導が為されれば、多様な地域医療サービスが実現できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	IV
<p>○医療保険では、保険医療機関等において医療の現物給付として療養の給付を行うことが原則であるが、それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしているため、療養の給付が行われている場合には、はり・きゅうに係る療養費を併せて支給することは認められない。</p> <p>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとしており、6疾病以外の疾病については、個別事例により、医師による適当な治療方法がないかどうかを判断する必要があることから、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>本提案は、海外の事例からも医療費削減に寄与することが確実な、「薬剤に拠らない医療技術」である「鍼灸」に、療養算定に必要な熟度をもたらす為の提案である。世界的には、鍼灸は既に統合医療の主力と位置づけられ、世界保健機関(WHO)でも標準化作業が進んでいるが、我が国はほとんどイニシアティブを発揮し得ていない。世界に誇るべき、我が国独自の鍼灸技法に係る知的財産を守り、発展させる事は、保険医療政策上非常に有意義と考えられるが、それには地域医療における鍼灸活用の機会拡大による EBM 化推進が必須である。本提案は、現行法の若干の緩和によって上記の多大な国益を導く方策である。是非ご検討をお願いしたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	IV
<p>○我が国の医療保険制度においては、疾病等に対する有効性、安全性等が確立した治療法を保険適用の対象としているところであり、これらは保険医療機関等において療養の給付として現物給付により行われることが原則である。それが困難な場合に限り、療養の給付に代えて現金給付としての療養費の支給を行うこととしている。このため、療養の給付が行われている場合に療養費を併せて支給することは認められない。</p> <p>○はり・きゅうの療養費の支給対象となるのは、慢性病であって医師による適当な治療手段のないものとしており、6疾病以外の疾病については、個別事例ごとに、医師が適当な治療方</p>				

法がないかどうかを判断する必要があるため、ご提案のような通知改正の対応をすることは困難である。